

入札公告

制限付一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

令和8年8月28日

丹波篠山市獣がい対策推進協議会
会 長 西村 大二郎

1 制限付一般競争入札に付する事項

- (1) 補助事業名 令和8年度 鳥獣被害防止総合対策事業
- (2) 件 名 藤坂地区ほかワイヤーメッシュ柵資材納入業務
- (3) 納品場所 丹波篠山市において当協議会が指定する場所
- (4) 納品期限 令和8年11月30日(月)まで
- (5) 物品概要 仕様書のとおり
- (6) 支払条件 検収後、当協議会へ県補助金等が入金次第、速やかに支払う
- (7) 入札の種類 制限付一般競争入札

2 制限付一般競争入札参加資格等

当該入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 経常利益が直近3ヶ年間連続して赤字ではない者であること。
- (2) 公告から入札までの期間において、丹波篠山市長から指名停止等を受けていない者。
- (3) 過去に、農業団体、各地域等鳥獣被害対策協議会等にワイヤーメッシュ柵の納品実績を有し、誠実に履行できる者。(実績の対象は直近の3カ年とする)
- (4) 近畿地内に本社、支店、営業所、出張所等を有する者で、本地域の被害実態等に鑑み、部品調達、故障等、設置後のフォロー等に即時対応ができる者。同一会社からの参加申請は、一営業所のみとする。
- (5) 告示の日から落札決定までの間において、当該入札に参加しようとする者の役員(法人の無限責任社員、取締役、執行役、支配人、管財人等)が当該入札に参加しようとする他の者の役員を現に兼ねていないこと。
- (6) 丹波篠山市が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づく排除措置を受けているものは、当該入札には参加できないものとする。落札者が、当該入札に係る契約の締結を行うまでに排除措置を受けたときは、当該契約の締結を行わないものとする。

3 制限付一般競争入札参加資格の確認等

- (1) 入札の参加を希望する者は、制限付一般競争入札参加申請書及び関係書類(以下「申請書等」という。)を直接又は書留郵便により3(4)イに掲げる場所へ提出し、制限付一般競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、申請書の提出期限までに申請書等を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加できない。

- (2) 申請書等は、次のとおりとする。

ア 制限付一般競争入札参加申請書(第1号様式)

- イ 誓約書(第2号様式)
- ウ 受領書(第3号様式)
- エ 入札物品の同等品や他のワイヤーメッシュ柵の納品実績調書(任意様式)
※物品の種類、数量(延長)、納品先 など

(3) 申請書の入手期間等は、次のとおりとする。

ア 入手期間 この公告の日から令和8年9月7日(月)午後5時00分まで。

イ 入手方法 丹波篠山市ホームページからダウンロードまたは丹波篠山市役所森づくり課で配布。

(4) 申請書等の提出期限、提出場所等

ア 期間 この公告の日から令和8年9月7日(月)まで(土・日曜日及び祝祭日を除く。)

ただし、受付期限は同日午後5時00分までとする。【必着】

イ 場所 〒669-2397 兵庫県丹波篠山市北新町41番地

丹波篠山市獣がい対策推進協議会(事務局:丹波篠山市森づくり課内)

(5) 提出部数1部とする。

(6) 制限付一般競争入札参加資格の確認結果

参加資格「有」の場合: 令和8年9月9日(水)付けで、入札参加資格者証を送付する。

参加資格「無」の場合: 令和8年9月9日(水)までに電話連絡する。

4 入札に関する質問期限及び方法等

(1) 期限 令和8年9月10日(木)正午まで

(2) 方法 別紙の質疑書(第4号様式)により、丹波篠山市獣がい対策推進協議会(丹波篠山市森づくり課内)へFAX又は持参による。

FAX番号:079-552-2090

(3) 回答 令和8年9月11日(金)午後5時までに、辞退者を除く全参加予定者にFAXで回答する。

5 入札、開札の日時及び場所等

(1) 日時 令和8年9月17日(木)午後2時00分

※入札時刻に遅れた方は、入札に参加できません。

(2) 場所 丹波篠山市役所 本庁舎1階101会議室

(3) 持参書類等

ア 入札参加資格者証

イ 入札書(第5号様式)

ウ 入札書用封筒(長3封筒)

エ 委任状(第6号様式) ※代理人が入札する場合

(4) 入札保証金

免除する。

6 入札方法等

(1) 入札参加者は、入札参加資格者証を持参すること。

(2) 代理人入札の場合は、委任状(第6号様式)を持参すること。

(3) 入札書は、封筒に1通入れ、のり付け部分に押印の上、提出すること。

(4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に該当金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) いったん提出した入札書は、取替、修正又は取消しはできない。

(6) 開札は、入札参加者の面前で、最低価格入札者及び入札金額を公表する。

- (7) 入札の回数は2回までとする。
- (8) 入札会場への入室は、2名までとする。

7 落札者の決定

入札した者のうち、予定価格以下で最低価格をもって入札した者を落札者とする。
上記に該当する者が2人以上いるときは、直ちに、くじ引きによって落札者を決定する。

8 契約の締結

- (1) 売買代金は、入札書に記載された金額に該当金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とする。
- (2) 契約の締結は、落札が決定した日から起算して7日以内(土曜日、日曜日及び祝日を含む。)に契約書に記名押印しなければならない。落札者が上記期間内に契約書に記名押印しないときは、契約を結結しないものとみなす。ただし、特別の事情等がある場合、その他会長が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。

9 契約保証金 免除する。

10 その他

- (1) この公告に定めのない事項については、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令の定めに準ずる。
- (2) この公告に関する問い合わせ
丹波篠山市獣がい対策推進協議会(事務局: 丹波篠山市森づくり課内)
〒669-2397 丹波篠山市北新町41番地
電話番号079-552-1117)